

広島地方最低賃金審議会

第 2 回 専門部会 議事要旨

開催日時	令和 8 年 8 月 4 日 (火) 13 時 30 分～15 時 20 分		
開始場所	広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 広島県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県最低賃金の改正決定について (1) 事務局から、第 1 回専門部会議事要旨等を説明した。 (2) 部会長から各側に意見表明を求めたところ、労側からは新たな意見表明はなかった。使側から「法定 3 要素のデータに基づいて審議するべきである。中央最低賃金審議会が法定 3 要素をどのように評価して B ランクの目安額を 56 円としたのか、ということについても議論するべきであると考えている。法定 3 要素について、生計費は上昇局面にあるが、昨年度より鈍化している。賃上げの流れは否定しないが、企業規模により賃上げ率に差がある。生計費、賃上げ上昇率から見て 5 %を超える引上げはどうかと思う。通常の事業の賃金支払能力については、企業利益等は改善傾向にあることが示されている。一方で、資本金 1000 万円未満の企業は、経常利益は減少しており、労働分配率は 81.5%とほとんどが人件費である。価格転嫁は十分ではない。物価高倒産は増加している。目安額を参考にすることは認識しているが、一方で目安額については意見の一致をみていない。」旨の意見がなされた。 その後、公労、公使の二者協議がなされた。 審議が再開され、部会長から各側に意見表明を求めたところ、労側から「連合リビングウェイジの自動車を保有していない単身者の生計費の試算である 1,180 円、95 円の引上げを提示する。」旨の意見がなされ、使側から「法定 3 要素のデータに基づいて議論するべきである。現段階では金額提示はしない。」旨の意見がなされた。 部会長から「本日はこれ以上審議を続けても進展があると思われないので、次回に持ち越したい。」旨の提案がなされた。 事務局から「公使二者協議で、使側から『目安額を示すに至った経緯ができる限りわかることが望ましい。』旨の意見があり、それについてはできる限り確認する。次回専門部会に間に合えば示す。」旨を説明した。			
2 次回第 3 回専門部会は 8 月 10 日 (月) 13 時 30 分から開催予定となった。			